

2017年8月1日

三重県糖尿病療養指導士 認定規定

受験資格：

- 1) 医師、歯科医師、看護師、准看護師、管理栄養士、薬剤師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床心理士、保健師、助産師、栄養士の資格を取得した後3年間の経験があること。
- 2) 糖尿病療養指導に従事した期間が1年以上あること。
- 3) 日本糖尿病協会三重県支部が主催する「糖尿病療養指導師育成のための講習会」を連続する2年のうち2回以上聴講し、合計点数（以下の表を参照）が3点以上あること。
- 4) 日本糖尿病協会の会員であること。（現在未入会の方は入会の手続きをしてください）

講習会への出席	点数
糖尿病療養指導士育成のための講習会（夏季実施）	1点
糖尿病療養指導士育成のための講習会（冬季実施）	2点

受験手続：当会の準備した以下の書類に記載し、指定の期日までに三重県糖尿病療養指導士認定機構に提出すること（必着）。

- 1) 受験申込書
- 2) 履歴書
- 3) 糖尿病療養指導に従事した証明書
- 4) 経験した療養指導症例の記録（2例）
- 5) 「糖尿病療養指導師育成のための講習会」受講書貼り付け用紙。

試験：

毎年3月に認定試験を実施する。

既に日本糖尿病療養指導士（CDEJ）に認定されている人への対応：

既に日本糖尿病療養指導士（CDEJ）に認定されている人で、三重県糖尿病療養指導士の認定を希望する者は、所定の用紙に記入の上、CDEJ認定書のコピーとともに申請すること。試験を受ける必要はない。認定料および事務手数料は5,000円とし、下記の銀行口座まで締切り期日までに振り込むこと。

手数料など

受験料及び事務手数料、認定証発行料など合計10,000円を、平成30年1月31日までに以下の口座に振り込むこと。ただしいかなる事情があっても返金には応じない。

【受験料の振込先】

百五銀行川原町支店 普通 305044番

三重県糖尿病協会 代表 住田 安弘 (スミダ ヤスヒロ)

【追補】

受験資格 1) に作業療法士を加えた。(平成 29 年 3 月 27 日)